

## 第2部

東京都の男女平等参画施策  
平成28年度

<b>1. あらゆる分野への参画の促進</b>	<b>1</b>
(1) 働く場における男女平等参画の促進	1
① 均等な雇用機会の確保	1
ア. ポジティブ・アクションの推進	1
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発	3
ウ. 都庁内における男女平等参画	3
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備	3
ア. 多様な働き方を推進するための雇用環境整備	3
③ 起業家・自営業者への支援	5
ア. 起業家・自営業者への支援	5
④ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援	7
ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援	7
(2) 社会・地域活動への参画促進	8
① 政治・行政分野への参画促進	8
ア. 政治・行政分野における男女平等参画の促進	8
② 地域・防災分野への参画促進	8
ア. 地域・防災分野における男女平等参画の促進	8
③ 教育分野への参画促進	10
ア. 教育分野における男女平等参画の促進	10
<b>2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現</b>	<b>11</b>
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	11
ア. 仕事と生活の調和の推進	11
(2) 子育てに対する支援	13
ア. 保育サービスの充実	13
イ. 地域での子育て支援	15
ウ. 仕事と子育ての両立が可能な環境整備	19
エ. 行動しやすいまちづくり	19
(3) 介護に対する支援	20
ア. 介護への支援	20
<b>3. 特別な配慮を必要とする男女への支援</b>	<b>22</b>
(1) ひとり親家庭への支援	22
ア. ひとり親家庭のための相談や就業支援等	22
イ. 保育サービス等の整備	23
(2) 高齢者への支援	25
ア. 地域における高齢者への支援	25
イ. 高齢者の雇用・就業の支援	26
ウ. 行動しやすいまちづくり	26
(3) 若年層への支援	27
ア. 若年層への就業支援	27
<b>4. 人権が尊重される社会の形成</b>	<b>28</b>
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組	28
① 性暴力・ストーカー等の防止	28
ア. 被害者等への支援	28
② セクシュアル・ハラスメントの防止	30
ア. 相談・普及啓発	30
イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策	30
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	31
ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援	31
イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育	33
(3) 男女平等参画とメディア	37
ア. メディアへの対応	37
<b>5. 男女平等参画を推進する社会づくり</b>	<b>38</b>
(1) 教育・学習の充実	38
ア. 学校での男女平等	38
イ. 研修・情報提供	39
ウ. 多様な学習機会の提供	39
(2) 普及・広報の充実	40
① 情報・交流の推進	41
ア. 情報の提供	41
イ. 交流及び指導者研修	41
② 社会制度・慣行の見直し	41
ア. 都庁内における対応	41
(3) 推進体制	42
ア. 都における体制	42
イ. 相談（都民からの申出）	42
ウ. 区市町村や事業者等との連携	43